

KDDI Optima Marineサービス契約約款

令和3年4月1日

KDDI 株式会社

(目次)

第 1 章 総則

第 1 条 約款の適用

第 2 条 約款の変更

第 3 条 用語の定義

第 4 条 外国における取扱制限

第 2 章 KDDI Optima Marineサービスの提供区間等

第 5 条 KDDI Optima Marineサービスの提供区間

第 3 章 使用契約

第 1 節 使用契約の単位等

第 6 条 使用契約の単位等

第 7 条 KDDI Optima Marineサービス局設備の設置等

第 8 条 電気通信回線設備の終端

第 2 節 使用申込及びその承諾等

第 9 条 使用申込の方法

第 10 条 使用申込の承諾等

第 11 条 KDDI Optima Marineサービス局設備の運用開始日の通知

第 12 条 電波検査等

第 3 節 権利の譲渡及び地位の承継

第 13 条 使用契約に基づく権利の譲渡

第 14 条 使用契約者の地位の承継

第 4 節 使用契約の変更

第 15 条 使用契約者の氏名等の変更

第 5 節 使用契約の解除

第 16 条 使用契約者が行う使用契約の解除

第 17 条 当社が行う使用契約の解除

第 18 条 破産等による解約

第 19 条 KDDI Optima Marineサービス局の亡失等による使用契約の解除

第 6 節 使用契約者の義務等

第 20 条 使用契約者の義務等

第 4 章 利用中止等

第 21 条 利用中止等

第 22 条 利用停止

第 5 章 通信等

第 1 節 KDDI Optima Marineサービス通信の利用の制限等

第 23 条 通信利用の制限等

第 24 条 通信の切断

第 25 条 KDDI Optima Marineサービス通信の取扱海域等

第 6 章 自営電気通信設備等の接続等

第 26 条 自営端末設備の接続

第 27 条 自営電気通信設備等の接続

第 7 章 料金等

第 1 節 料金等

第 28 条 料金

第 1 節 料金等の支払義務

第 29 条 使用契約料等の支払義務

第 30 条 再免許等取扱手数料の支払義務

第 31 条 海外電波検査等取扱手数料の支払義務

第 32 条 月額基本料の支払義務

第 33 条 工事費の支払義務

第 2 節 料金等の返還

第 34 条 月額基本料の返還

第 35 条 工事費の返還

第 3 節 料金等の計算方法等

第 36 条 料金等の計算方法等

第 4 節 割増金及び延滞利息

第 37 条 割増金

第 38 条 延滞利息

第 8 章 保守

第 39 条 使用契約者の維持責任

第 40 条 使用契約者の切分責任

第 41 条 電気通信設備の変更に伴うKDDI Optima Marineサービス局設備又は自営端末設備の変更等

第 42 条 修理又は復旧の順位

第 9 章 損害賠償

第 43 条 責任の制限

第 10 章 雑則

第 44 条 KDDI Optima Marineサービスに関する技術的事項

第 45 条 当社が別に定める事項

第 46 条 KDDI Optima Marineサービス契約者に係る情報の利用

附 則

第 1 章 総則

(約款の適用)

第 1 条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7 年条約第2 号）、国際電気通信連合条約（平成7 年条約第3 号）、条約附属国際電気通信規則（平成2 年6 月郵政省告示第408 号）、電波法（昭和25年法律第131 号）及び電気通信事業法（昭和59 年法律第86 号。以下「事業法」といいます。）その他の法令の規定に基づき、この契約約款を定め（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、それにより、KDDI Optima Marineサービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、民法の定めに従い、約款を変更することができます。この場合、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWebサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、

(用語の定義)

第 3 条 この契約約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

用語	用語の意味
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
船舶	海域又は水域で運航するすべての型式の船（動的支持力を有する船舶、潜水船、浮遊機器及び永続的に係留されていない作業台を含みます。）及び海域又は水域で運用される船以外の構造物（以下「水上構造物」といいます。）
KDDI Optima Marine サービス局	KDDI Optima Marineサービス通信を行うことを目的として船舶に開設される地球局
KDDI Optima Marine サービス局設備	KDDI Optima Marineサービス局に設置したKDDI Optima Marineサービス通信の用に供するための電気通信回線設備であつて、アンテナ部、電力増幅部、低雑音増幅部、送信部、受信部、局

	部発振部、アンテナ制御部、チャンネル制御部及び電源部から構成されるもの
海岸地球局	KDDI Optima Marineサービス局との間のKDDI Optima Marineサービス通信を取り扱う陸上の地球局
KDDI Optima Marineサービス通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（当社が設置する衛星通信回線、海岸地球局及びKDDI Optima Marineサービス局により構成される電気通信回線設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
KDDI Optima Marineサービス回線	当社がKDDI Optima Marineサービスを提供するために設置する電気通信回線
IP パケット通信	インターネットプロトコルによる符号の交換によって行うパケット通信
KDDI Optima Marineサービス通信	当社が設置するKDDI Optima Marineサービス通信網を経由してKDDI Optima Marineサービス局と海岸地球局の間若しくはKDDI Optima Marineサービス局相互間に発着するIPパケット通信
KDDI Optima Marineサービスサービス	KDDI Optima Marineサービス局等の電気通信回線設備を使って行う電気通信サービスであって、KDDI Optima Marineサービス通信に係るもの
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内にあるもの
自営端末設備	電気通信事業者（事業法第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第1項の届出をした者をいいます。）以外の方が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信回線設備を設置するものに限ります。）以外の方が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
電気通信回線	利用者（電気通信事業者との間に電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している方をいいます。）が電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
第1 種使用契約	電波法第 10 条の規定又は38 条の2 の規定により個別無線局免許を取得し、当社からKDDI Optima Marineサービスの提供を受けるための契約
第 2 種使用契約	電波法第 38 条の2 の規定による技術基準適合証明又は工事設計認証を取得したKDDI Optima Marineサービス局設備により包括無線局免許を取得し、当社からKDDI Optima Marineサービスの提供を受けるための契約
使用契約	第 1 種使用契約又は第2 種使用契約

使用契約者	第 1 種使用契約又は第2 種使用契約を当社との間で締結する者
発信者	KDDI Optima Marineサービス通信の請求者
受信者	発信者がKDDI Optima Marineサービス通信を行おうとする相手
当社交換局	KDDI Optima Marineサービス通信に関する交換業務を行う当社の事業所
インターネット	インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第31号）で定める技術基準及び当社が定めるKDDI Optima Marineサービスの電気通信回線設備に係る端末設備等の接続の技術的条件
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25 年法律第226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（外国における取扱制限）

第 4 条 KDDI Optima Marineサービスの取扱いに関しては、条約、外国の法令等により制限されることがあります。

第 2 章 KDDI Optima Marineサービスの提供区間等

（KDDI Optima Marineサービスの提供区間）

第 5 条 KDDI Optima Marineサービスの提供区間は、当社が別に定めます。

第 3 章 使用契約

第 1 節 使用契約の単位等

（使用契約の単位等）

第 6 条 当社は 1 のKDDI Optima Marineサービス回線ごとに 1 の使用契約を締結します。

2 当社との間に使用契約を締結できる方は、1 の使用契約につき、1 人に限ります。

（KDDI Optima Marineサービス局設備の設置等）

第 7 条 KDDI Optima Marineサービス設備は、使用契約者が調達するものとします。

2 使用契約者は、前項の規定により取り付けられたKDDI Optima Marineサービス局設備を当社が設置した電気通信設備として使用するために、契約者設備契約を当社と締結してください。

(電気通信回線設備の終端)

第 8 条 電気通信回線設備のKDDI Optima Marineサービス局側の終端は、KDDI Optima Marineサービス局設備とします。

第 2 節 使用申込及びその承諾等

(使用申込の方法)

第 9 条 使用申込をしようとする方（以下「使用申込者」といいます。）は、当社所定の契約申込書を契約事務を行う当社の事業所に提出していただきます。

(使用申込の承諾等)

第 10 条 当社は、受け付けた順序に従って使用申込を承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、使用申込を承諾するために必要な電気通信設備に余裕がない場合は、その承諾を延期することがあります。

3 前2 項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用申込を承諾しないことがあります。

(1) 使用申込者が、KDDI Optima Marineサービスに係る料金、工事費、割増金又は遅延損害金の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) そのKDDI Optima Marineサービス局設備によるKDDI Optima Marineサービスの提供が、技術的に著しく困難であるとき。

(3) その他KDDI Optima Marineサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(KDDI Optima Marineサービス局設備の運用開始日の通知)

第 11 条 当社は、第1種使用契約に係るKDDI Optima Marineサービス局設備については、その使用申込の承諾後、無線局の免許の取得に係る手続きを行います。

2 前項によりKDDI Optima Marineサービス局の無線局の免許が得られたときは、速やかに書面により使用契約者に運用開始日を通知します。

3 使用契約者は、前項の運用開始日以降でなければ、そのKDDI Optima Marineサービス局設備を使用することはできません。

(電波検査等)

第 12 条 運用開始後の電波検査等の手続については、当社が別に定めるところによります。

第 3 節 権利の譲渡及び地位の承継

(使用契約に基づく権利の譲渡)

第 13 条 使用契約に基づいて当社からKDDI Optima Marineサービスの提供を受ける権利は第三者に譲渡することができます。

2 前項に規定する権利の譲渡は、当社所定の譲渡承認請求書を当社に提出してその承認を得たときにその効力を生じるものとします。

3 当社は、前項の規定により譲渡の承認を求められたときは、第10条（使用申込の承諾等）第2項及び第3項に準じて、これを承認します。

4 前項の権利の譲渡があったときは、譲り受けた方は、使用契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(使用契約者の地位の承継)

第 14 条 使用契約者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、使用契約者の地位を承継します。ただし、使用契約者の地位を承継しようとする方が第10条（使用申込の承諾等）の条件を充たさない場合を除きます。

2 前項の規定により使用契約者の地位を承継した方は、承継の日から6か月以内に使用契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に通知してください。

3 第1項の場合において、相続により使用契約者の地位を承継した方が2人以上あるときは、そのうちの1人を代表者と定め、前項の手続きをとってください。代表者を変更したときも同様とします。

4 前項の規定による代表者の通知がないときは、当社が、代表者を指定します。

第 4 節 使用契約の変更

(使用契約者の氏名等の変更)

第 15 条 使用契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに書面によりそのことを契約事務を行う当社の事業所に通知してください。

第 5 節 使用契約の解除

(使用契約者が行う使用契約の解除)

第 16 条 使用契約者は、使用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の6か月前までに、書面によりその旨を契約事務を行う当社の事業所に通知してください。なお、当社は、解約事務の都合により、解除しようとする日の6か月前を経過した期日であっても、解除に係る書面による通知を受理することがあります。

(当社が行う使用契約の解除)

第 17 条 当社は、使用契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用契約を解除することがあります。

(1) 第37 条（利用停止）第1 項の規定により利用停止をした場合において、使用契約者がなお第37 条第1 項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 使用契約者の責めに帰すべき事由により、そのKDDI Optima Marineサービス局の無線局の免許が得られないとき若しくはその再免許が得られないとき。

2 当社は、使用契約者が第37 条（利用停止）第1 項各号のいずれかに該当する場合に、その行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をしないで直ちに使用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2 項の規定により使用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を使用契約者に通知します。

(破産等による解約)

第 18 条 当社は、使用契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申し立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその使用契約を解除します。

(KDDI Optima Marineサービス局設備の亡失等による使用契約の解除)

第 19 条 天災、事変その他契約者の責めによらない事由によりKDDI Optima Marineサービス局設備が亡失したときは、当該亡失の日をもって使用契約は解除されたものとします。

第 6 節 使用契約者の義務等

(使用契約者の義務)

第 20 条 使用契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 天災その他の災害に際して保護する必要があるとき又はこの契約約款等（契約約款又は料金表をいいます。以下同じとします。）に定めがあるときを除き、当社の設置する電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、又は分解しないこと。

(2) 当社が承諾したとき又は天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、当社の設置する電気通信設備に線条を連絡し、又は他の機械等を取り付けないこと。

(3) KDDI Optima Marineサービス通信に係る伝送交換の取り扱いに妨害を与える行為をしないこと。

2 使用契約者は、前項の規定の適用については、当社が設置する電気通信設備について、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、使用契約者以外の方の行為についても当社に対して責任を負っていただきます。

3 使用契約者は、前2 項の規定に違反して、その設備を亡失し、又は毀損したときは、その補充、修理その他の工事に要する費用を負担していただきます。

第 4 章 利用中止等

(利用中止等)

第 21 条 当社は、次の場合には、KDDI Optima Marineサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第23 条（非常事態が発生した場合等における利用の制限）の規定により、利用を中止するとき。

(利用停止)

第 22 条 当社は、使用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6 か月以内の期間（KDDI Optima Marineサービスの料金等を支払わない場合にあつては、その料金等が支払われるまでの間）を定めて、KDDI Optima Marineサービスの通信を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過してもKDDI Optima Marineサービスの料金、工事費、割増金又は遅延損害金を支払わないとき。
- (2) 当社の承諾を得ずに、KDDI Optima Marineサービス局設備に自営端末設備を接続したとき。
- (3) 第48 条（自営電気通信設備等の接続）の規定に違反して、自営電気通信設備又は当社若しくは当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線をKDDI Optima Marineサービス局設備に接続したとき。
- (4) 当社が別に定めるところに違反して、自営端末設備について当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果技術基準等に適合していると認められない自営端末設備をKDDI Optima Marineサービス局設備から取りはずさなかったとき。
- (5) 第 20 条（使用契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (6) そのKDDI Optima Marineサービス局設備が、当社の定める技術的事項への適合を維持できなくなったとき。
- (7) 前各号のほか、KDDI Optima Marineサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を使用契約者に通知します。

第 5 章 通信等

第1 節 KDDI Optima Marineサービスの利用の制限等

(通信利用の制限等)

第 23 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と留めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる期間にて利用されているKDDI Optima Marineサービスであつて、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
附冊に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り圧合う国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(通信の切断)

第 24 条 当社は、非常通信の取扱い上必要がある場合は、緊急通信を切断することがあります。

(KDDI Optima Marineサービス通信の取扱海域等)

第 25 条 KDDI Optima Marineサービス通信は、当社が定める海域にあるKDDI Optima Marineサービス局に発着するものに限って取り扱います。

第 6 章 自営電気通信設備等の接続等

(自営端末設備の接続)

第 26 条 自営端末設備の接続は、当社が別に定めるところによります。

(自営電気通信設備等の接続)

第 27 条 使用契約者は、KDDI Optima Marineサービス局設備に自営電気通信設備又は当社若しくは当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線を接続してはなりません。

第 7 章 料金等

第 1 節 料金等

(料金)

第 28 条 当社が定めるKDDI Optima Marineサービスの料金は、料金表に定めるところによります。

第 2 節 料金等の支払義務

(使用契約料等の支払義務)

第 29 条 使用契約者は、使用契約の申込を行い、その承諾を受けたときは、使用契約料の支払いを要します。

(再免許等取扱手数料の支払義務)

第 30 条 第一種使用契約に係る使用契約者は、当社が次の場合に要する事務を行ったときは、再免許等取扱手数料の支払いを要します。

(1) KDDI Optima Marineサービス局の再免許を取得するとき。

(2) KDDI Optima Marineサービス局設備又は自営端末設備の増設、移転、変更、廃止又は設置場所の変更に伴い電波法上の手続を行うとき。

(海外電波検査等取扱手数料の支払義務)

第 31 条 使用契約者は、当社が本邦外において、その使用契約に係るKDDI Optima Marineサービス局について電波法の規定に基づく電波検査を受けたときは、海外電波検査等取扱手数料の支払いを要します。

(月額基本料の支払義務)

第 32 条 使用契約者は、無線局の免許が得られ、KDDI Optima Marineサービスを利用することが可能となったときは、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、月額基本料の支払いを要します。

2 使用契約者は、前項に規定する料金であって、使用契約者以外の方が行ったKDDI Optima Marineサービス通信に係るものについても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社に対し支払いの責任を負っていただきます。

(工事費の支払義務)

第 33 条 使用契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。

第 3 節 料金等の返還

(月額基本料等の返還)

第 34 条 当社は、使用契約者の責めに帰することができない事由により、次の左欄の場合が生じたときは、使用契約者からの請求により、月額基本料を右欄により減額又は返還します。

料金を返還する場合	返還する料金
使用契約者の責によらない理由によりKDDI Optima Marineサービス回線を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用ができなかった時間数(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額基本料

なお、上表左欄にある使用契約者の責によらない理由には以下は含みません。

(1)使用契約者の要請により、当社がKDDI Optima Marineサービス回線の提供を一時中断するとき。

(2)使用契約者が料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合に、当社が、当社の定める期間、利用を停止するとき。

(3)電波伝搬状態の不良或いは諸外国の規制等によりKDDI Optima Marineサービス通信を利用することができないとき

(4)上表及び前3号のいずれの規定にもあてはまらない事由により、KDDI Optima Marineサービス通信を利用することができないとき

2 前項の場合において、利用ができなかった時間数を24で除して得られるあまりが12を超える場合は24時間とみなします（12時間未満の端数は切り捨て、12時間以上の端数は1日に切り上げます。）。

（工事費の返還）

第 35 条 当社は、付加機能の使用の請求を承諾し、既にその費用の支払いを受けている場合において、次に該当するときは、使用契約者からの請求によりその費用を返還します。

区 分	返還する費用
当社がその工事に着手する前に、付加機能の使用の請求の取消しがあったとき。	工事に関する費用の全部
当社がその工事に着手した後、付加機能の使用の請求の取消しがあったとき。	未工事分に相当する額から原状に復帰させるための費用を差し引いた額

第 4 節 料金等の計算方法等

（料金等の計算方法等）

第 36 条 料金等の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法は、別に定めるところによります。

第 5 節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第 37 条 KDDI Optima Marineサービスに関する料金又は工事費を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第 38 条 KDDI Optima Marineサービスの料金、工事費又は割増金（以下本条において「料金等」といいます。）の支払義務者は、請求書に指定する期日（以下本条において「支払期日」といいます。）を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10 日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

第 8 章 保守

(使用契約者の維持責任)

第 39 条 使用契約者は、自営端末設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(使用契約者の切分責任)

第 40 条 使用契約者は、KDDI Optima Marineサービスの利用中において異常を発見したときは、KDDI Optima Marineサービス局設備又は自営端末設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理又は復旧の請求をしてください。

2 当社は、当社が設置する電気通信設備（契約者設備を除きます。）に障害を生じ、又はその設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその設備を修理し、又は復旧します。

3 KDDI Optima Marineサービス局設備に障害が生じ、又はその設備が滅失したときは、使用契約者がその負担において補充し、修理し、又は復旧するものとします。

4 当社は、第1 項の請求を受けた場合において、当社の係員を派遣した結果、異常の原因がKDDI Optima Marineサービス局設備又は自営端末設備にあったときは、使用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

(電気通信設備の変更に伴うKDDI Optima Marineサービス局設備又は自営端末設備の変更等)

第 41 条 当社が設置する電気通信設備についてやむを得ない限度において技術的な条件の変更が行われた場合であって、KDDI Optima Marineサービス局設備又は自営端末設備の改造又は変更が必要となったときは、使用契約者にその改造又は変更を行っていただきます。

(修理又は復旧の順位)

第 42 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第23条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱わ

れる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定によりと社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 附冊Xに定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り圧合う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第 9 章 損害賠償

（責任の制限）

第 43 条 当社は、使用契約者にKDDI Optima Marineサービス（KDDI Optima Marineサービス局から発信されるものに限ります。以下本条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由（契約者設備に起因するものは、当社の責めに帰すべき事由には該当しませぬ。）によりいずれのKDDI Optima Marineサービスの提供をもしなかつたとき（その提供をしなかつたことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所を指します。）又は陸上の衛星地球局（複数地点間の電気通信のために用いられる衛星回線の設定に関わる地球局であつて、KDDI Optima Marineサービス局以外のものを指します。）より外国側又は衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下この条にお

いて同じとします。)は、そのサービスを全く利用することができない状態(その通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。)にあることを使用契約者が当社に通知した時刻(その前にそのことを当社が知ったときは、その知った時刻。以下本条において同じとします。)から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、その使用契約者からの請求によりその使用契約者の損害を賠償します。

2 前項本文の場合において、当社は、そのKDDI Optima Marineサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限りま)す。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該KDDI Optima Marineサービスに係る月額基本料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、前項の規定により計算して得られた額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。

4 当社は、KDDI Optima Marineサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

5 当社は、使用契約者以外の方からの損害賠償の請求には応じません。

第10章 雑則

(KDDI Optima Marineサービスに関する技術的事項)

第44条 KDDI Optima Marineサービスを利用する場合において、自営端末設備の接続に必要な技術的事項は、当社において掲示します。

(当社が別に定める事項)

第45条 この約款(料金表を含みます。)において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

2 当社は、前項の事項を変更することがあります。この場合の提供条件は変更後のものによります。

(KDDI Optima Marineサービス契約者に係る情報の利用)

第46条 当社は、KDDI Optima Marineサービス使用契約者に係る氏名、名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の約款の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成25年10月1日から実施します。

(実施時期)

この約款は、平成26年4月1日から実施します。

(実施時期)

この改正約款は、令和2年5月15日から実施します。

料金表

(目次)

第 1 部 通則

第 1 条 料金表の適用

第 2 条 料金等の変更

第 2 部 契約料等

1 契約料

2 電波検査取扱い手数料

第 3 部 通信料

1 通信料

附 則

第 1 部 通則

(料金表の適用)

第 1 条 KDDI Optima Marineサービスに関する料金及び工事費は、この料金表に規定するほか、事業法施行規則第19 条の2 及び第21 条の2 の規定に基づき当社が別に定めるところにより適用します。

2 前項の料金および工事費には消費税相当額を含みます。ただし、通信料は免税です。

(料金等の変更)

第2条 当社は、KDDI Optima Marineサービスに関する料金及び工事費を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事費によります。

第 2 部 契約料等

1 契約料

単位	料金額 (税込価格)
1 の契約ごとに	11,000 円

2 電波検査取扱手数料

2 - 1 再免許等取扱手数料

料金種別	料金額
再免許等取扱手数料	再免許又は設備の増設、移転、変更、廃止若しくは設置場所の変更の場合に当社が行う事務に要する費用に消費税相当額を加算した額とします。

2 - 2 海外電波検査等取扱手数料

料金種別	料金額
再免許等取扱手数料	再免許又は設備の増設、移転、変更、廃止若しくは設置場所の変更の場合に当社が行う事務に要する費用に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 部 通信料

1 通信料

1-1 種別

料金の適用にあたり下記のとおり種別を定めます。

種別	確保回線速度		最大回線速度	
	船舶に受信	船舶から送信	船舶に受信	船舶から送信
プラン 64	64kbps	64kbps	1,024kbps	512kbps
プラン 32	32kbps	32kbps	512kbps	256kbps
プラン 16	16kbps	16kbps	256kbps	128kbps

備考

確保回線速度は船網において 1 の KDDI Optima Marine サービス回線に確保する回線速度

最大回線速度は KDDI Optima Marine サービス通信網において 1 の KDDI Optima Marine サービス回線が利用できる上限の回線速度

1-2 KDDI Optima Marine サービスの月額基本料等

KDDI Optima Marine サービスの月額基本料と最低利用期間は以下のとおりです。

種別	月額基本料	最低契約期間
プラン 64	450,000 円	当初 24 か月
プラン 32	380,000 円	
プラン 16	310,000 円	

(1) 契約者はあらかじめ、上記の基本料の料金種別を選択していただきます。

(2) 当社は、基本料の支払いにおいて、利用を開始する期日が、料金月の途中であった場合、契約した期日を含む料金月の基本料を、その利用日数に応じて次のように日割りします。この規定において、日割りした金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

月の初日以外から使用を開始した場合

使用開始日から起算し、その月の末日までの使用日数に、月額基本料の 30 分の 1 を乗じて得た額

(3) 各基本料の種別において、当社は、最低契約期間を設定します。契約者は、契約した期日を含む料金月から起算して上記に掲げる最低契約期間を経過しない期間中に、本契約の解約を請求する場合、違約金を支払わなければなりません。この規定において、当社は、本契約の解約を請求をした期日を含む料金月から最低契約期間までの残余月数と 12 か月のいずれか小さい月数に、上表に掲げる各基本料を乗じて算出した金額を、違約金として契約者に請求します。

(4) 基本料の種別は、月額基本料の額が増加する場合に限り変更することができます。

附 則（平成 25 年 10 月 1 日）

（実施期日）

この料金表は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

（実施期日）

この料金表は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

消費税法改正に伴う税込価格表示への変更

（実施期日）

この改正料金表は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

附冊 提供条件の細目であって約款において当社が別に定めるとしている事項と料金

(目次)

第 1 章 KDDI Optima Marineサービスの種類等に係るもの

第 1 条 KDDI Optima Marineサービスの提供区間

第 2 章 使用契約に係るもの

第 1 節 電波検査等

第 2 条 KDDI Optima Marineサービス局の電波検査及びKDDI Optima Marineサービス局設備の点検

第 3 章 通信

第 1 節 KDDI Optima Marine サービス通信

第 3 条 KDDI Optima Marineサービス通信の種類

第 4 条 KDDI Optima Marineサービス通信の取扱海域

第 5 条 当社が行う利用の中断

第 6 条 新聞社等の基準

第 4 章 自営端末設備の接続に係るもの

第 7 条 自営端末設備の設置範囲

第 8 条 自営端末設備の接続請求

第 9 条 自営端末設備の接続の検査等

第 10 条 自営端末設備の接続の変更

第 11 条 自営端末設備の接続の廃止

第 5 章 料金等

第 12 条 料金等の請求時期及び支払時期

第 1 章 KDDI Optima Marineサービスの種類等に係るもの

(KDDI Optima Marineサービスの提供区間)

第 1 条 KDDI Optima Marineサービスの提供区間は、次のとおりとします。

KDDI Optima Marineサービスの種別	提供区間
KDDI Optima Marineサービス	KDDI Optima Marineサービス局と海岸地球局との間 (宛先としてインターネットを指定することができます。)

第 2 章 使用契約に係るもの

第 1 節 電波検査等

(KDDI Optima Marineサービス局の電波検査及びKDDI Optima Marineサービス局設備の点検)

第 2 条 当社は、KDDI Optima Marineサービス局の電波検査（電波法に基づき実施される臨時検査等をいいます。）を受けようとするとき又はKDDI Optima Marineサービス局設備を点検しようとするときは、あらかじめその期日、検査等を行う場所等を使用契約者に通知します。

2 使用契約者は、前項の電波検査又は点検（以下「電波検査等」といいます。）に係る通知があったときは、正当な事由があるときを除いて、その電波検査等を拒んではなりません。

第 3 章 通信

第 1 節 KDDI Optima Marine サービス通信

(KDDI Optima Marineサービス通信の種類)

第 3 条 当社KDDI Optima Marineサービス局経由によるKDDI Optima Marineサービス通信は、双方向伝送が可能なもののみを取り扱います。

(KDDI Optima Marineサービス通信の取扱海域)

第 4 条 KDDI Optima Marineサービス通信を利用できる海域は、当社において掲示します。

(当社が行う利用の中断)

第 5 条 当社は、使用契約者がKDDI Optima Marineサービス通信に関する当社の業務の遂行又は

電気通信設備に支障を及ぼした場合又は及ぼすおそれのある行為を行っていると認められた場合は、やむをえず通信の利用を中断することがあります。

(新聞社等の基準)

第 6 条 新聞社等の基準は下表のとおりとします。

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1 の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 ランの基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

第 4 章 自営端末設備の接続に係るもの

(自営端末設備の設置範囲)

第 7 条 自営端末設備の設置範囲は、KDDI Optima Marineサービス局設備が設置されているKDDI Optima Marineサービス局内とします。

(自営端末設備の接続請求)

第 8 条 当社は、使用契約者がKDDI Optima Marineサービス局設備に自営端末設備を接続しようとする場合に、当社が別に定める書類を当社に提出していただくことがあります。

(自営端末設備の接続の検査等)

第 9 条 使用契約者は、電気通信事業法施行規則（昭和60 年郵政省令第25 号。以下「法施行規則」といいます。）で定める場合を除き、当社の検査を受け、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合していると認められた後でなければ、その自営端末設備を使用することができません。

2 当社は、自営端末設備に異常がある場合その他船舶KDDI Optima Marineサービスの提供に支障がある場合において必要と認めるときは、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行うことがあります。この場合において、使用契約者は、正当な理由がある場合その他法施行規則で定める場合を除き、その検査を拒んではなりません。

3 前2 項の検査を行う場合は、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(自営端末設備の接続の変更)

第 10 条 使用契約者は、自営端末設備の接続を変更しようとするときは、その旨を当社に通知してください。

2 第8 条（自営端末設備の接続請求）及び前条（自営端末設備の接続の検査等）の規定は、自営端末設備の接続の変更について準用します。

（自営端末設備の接続の廃止）

第 11 条 当社は、使用契約者が自営端末設備の接続を廃止しようとするときに、その旨を当社に通知していただくことがあります。

第 5 章 料金等

（料金等の請求時期及び支払時期）

第 12 条 KDDI Optima Marineサービスに関する料金等の請求時期は、次のとおりとします。

区分	支払義務者への請求時期
契約料	使用契約を締結した月の翌月
再免許等取扱手数料	当社が再免許の取得等に関する事務を行った月の翌月
海外電波検査等取扱手数料	当社が本邦外において電波検査等を受けた月の翌月
工事費	工事が終了した月の翌月
解約違約金	解約が発生した月の翌月
月額基本料	その通信を行った月の翌月

2 前項の規定により料金等の請求を受けた支払義務者は、請求書に指定する期日までに、その料金等を支払わなければなりません。